

第4章 工事の許可・届出（法第12条、第30条）

第1節 許可を要する工事（法第12条、第30条、条例第3条）

（宅地造成等に関する工事の許可）

法第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合することであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第1項の許可に工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

法第30条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第39条まで及び第55条第1項第2号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事に

については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第27条第1項の規定による届出をすることを要しない。

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

法第32条 都道府県は、第30条第1項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

条例第3条 法第32条の規定に基づき、条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2

号に該当する盛土又は切土を除く。)

四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが2メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

2 法第32条の規定に基づき、条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが2メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

〈解説〉

1 法の許可対象規模と条例による許可対象規模の強化

宅造区域内及び特盛区域内で行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の工事については、「第2節 許可又は届出が不要となる工事」に該当する工事を除き、当該工事に着工する前に、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

許可を要する工事の規模は、法においては2つの区域で異なりますが、埼玉県においては、法第32条に基づく条例「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」を制定し、条例第3条において特盛区域の許可対象規模を宅造区域と同じになるように規定しています。その結果、埼玉県においては、宅造区域、特盛区域に関わらず、同じ許可対象規模となっています。

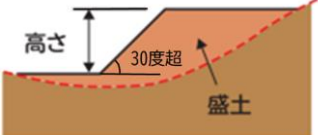
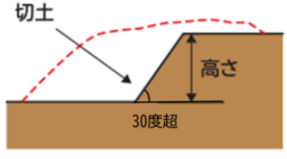
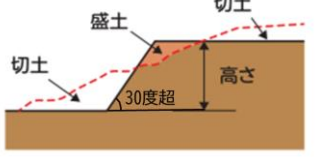
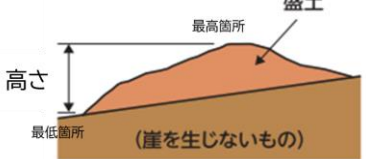
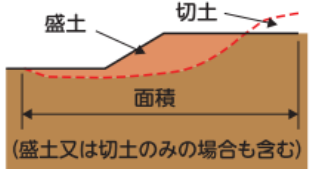
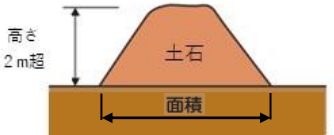
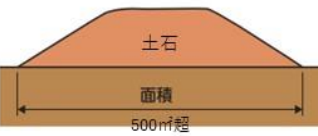
2 許可対象の判断時点

許可対象に該当するかは、完成形状で判断します。

工事の過程において、例えば、2mを超える崖が生じる場合でも、一連の工事の中で一時的である場合は、許可対象にはなりません。

しかし、例えば、複数期工事で、一定期間崖の状態で存置される場合などは、許可対象となる場合があります。

表1-4-1 許可の対象となる土地の形質の変更、土石の堆積

	工事の規模	概要図
土地の形質変更	①盛土で高さ1m超の崖が生じる	
	②切土で高さ2m超の崖が生じる	
	③盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖が生じる(①、②を除く)	
	④盛土で高さ2m超となる(①、③を除く)	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となる(①～④を除く)	 <p>盛土又は切土を行う前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない部分の面積は含みません</p>
土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となる	
	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となる(⑥を除く)	 <p>土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えない部分の面積は含みません</p>

【補足】

「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。(再掲)

④の「高さ」とは、盛土する範囲における最低箇所と最高箇所の高低差をいう。

3 許可対象行為の考え方(土地の形質の変更)

(1) 複数の規制区域等にまたがる場合

ア 宅造区域と特盛区域にまたがる場合

埼玉県においては、条例により、二つの規制区域の許可対象規模を同一にしています。

そのため、二つの規制区域にまたがる盛土等が行われる場合は、規制区域に関わらず、当該盛土を一体的にみて、許可対象に該当するか審査します。

許可処分を行うときは、宅造区域内の盛土等については法第12条に基づき許可をし、特盛区域内の盛土等については法第30条に基づき許可をします（許可証は1通とします。）。

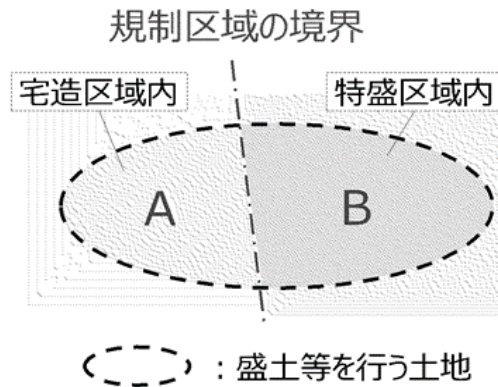


図1-4-1 規制区域がまたがる場合の例

- イ 盛土等を行う土地が異なる許可権者の区域にまたがる場合
一体性のある盛土等の全体を俯瞰しつつ、各自治体区域の部分について、それぞれの自治体の許可が必要です。

(2) 政令第3条第5号（表1-4-1⑤）に該当する場合の面積等の考え方

ア 面積の考え方

盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分（下図のAの部分）の面積が規制対象規模の500㎡を超える場合は、許可が必要です。

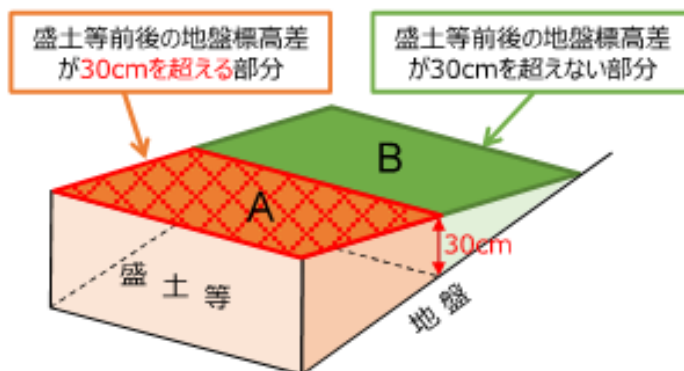


図1-4-2 政令第3条第5号に該当する場合の面積の考え方

イ 標高の差の考え方

盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差の考え方は、図1-4-3のとおりです。

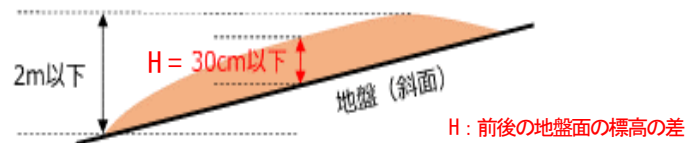


図1-4-3 盛土又は切土する前後の地盤面の標高差の考え方

(3) 造成がない土地を間に挟む場合

許可対象規模と許可対象規模未満の造成が複数ある場合の許可対象行為は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点で総合的に判断します。

「事業者の同一性」等の考え方は、第2章第2節6に記載のとおりです。

4 許可対象行為の考え方（土石の堆積）

堆積する地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の外側に設ける「空地」の両端（A-B）をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面から堆積の高さを測ります。

なお、凹凸が連続している地盤についても同様に取扱います。

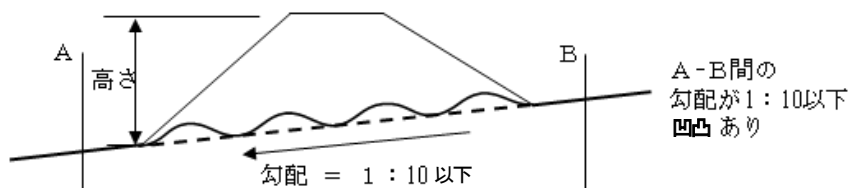


図1-4-4 堆積地盤の一部に凹凸がある場合の堆積高さの考え方

5 公共工事に関する許可対象の該当の有無

以下に該当する場合は、公共工事であっても許可が必要です。

なお、工事主が国・都道府県・政令指定都市・中核市の場合は、法第15条第1項、法第34条第1項に基づき協議が必要です。

- ①法第2条に定める公共施設用地で行う工事以外の公共工事（庁舎や図書館の建設等）
- ②公共工事により発生した残土を公共施設用地外の土地で処分する場合
- ③地方公共団体が整備する残土処分場

④公共施設用地における工事であっても、土石の堆積が契約内容に含まれておらず、公共施設用地外の離れた場所に堆積する場合（この場合、許可を受けるべき者は、当該土石の堆積の工事主である請負業者）

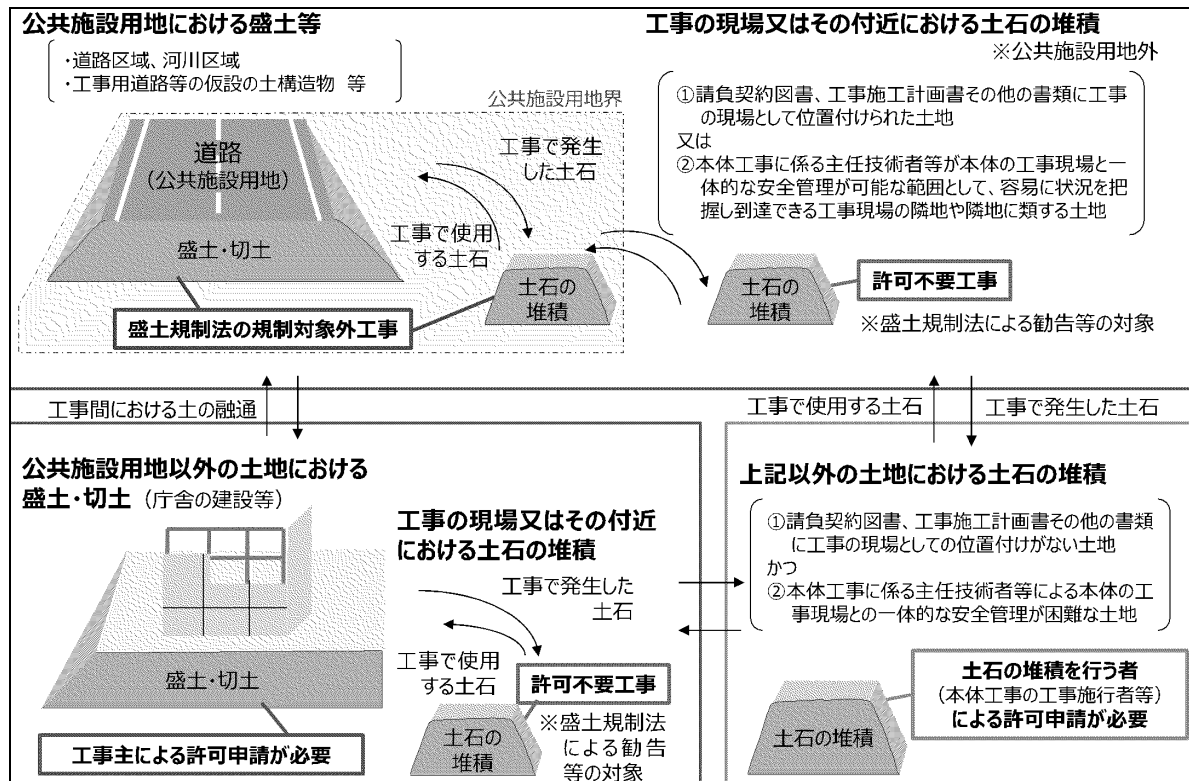


図1-4-5 公共工事における土石の堆積の許可要否

第2節 許可又は届出が不要となる工事
(法第12条第1項ただし書き、第30条第1項ただし書き)

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

法第30条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第39条まで及び第55条第1項第2号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

政令第5条 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和25年法律第291号）第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

政令第29条 法第30条第1項ただし書の政令で定める工事は、第5条第1項各号に掲げるものとする。

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

省令第8条 第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの

ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

〈解説〉

1 許可が不要となる工事

法の規制対象となる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積は、法第12条第1項、法第30条第1項に基づき、原則許可が必要です。

しかし、法第12条第1項ただし書き、法第30条第1項ただし書きの規定のとおり、次の2～6に該当する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」については、許可が不要となります。

2 他法令等により許可又は届出が行われる工事（政令第5条第1項、省令第8条第1号～第6号）

① 鉱山保安法に基づく鉱物の採取

（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）

② 鉱業法に基づく鉱物の採取

（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）

③ 採石法に基づく岩石の採取

（認可を受けた採取計画に係る工事等）

④ 砂利採取法に基づく砂利の採取

（認可を受けた採取計画に係る工事等）

⑤ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業

⑥ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等

⑦ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却

⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
ただし、以下記載の工事は許可が必要。

- ・ 廃棄物と土石の混じったものをふるい機等で分別処理するためであっても、中間処分業を行う際に廃棄物を保管するための施設等、許可又は委託に係る事業の用に供する施設以外の場所において保管する場合
- ・ 廃棄物と土石の混じったものをふるい機等で分別処理した後に生じる、廃棄物と分けられた土石の堆積を行う場合
- ・ 中間処分業を行う際に廃棄物を保管するための施設等、許可又は委託に係る事業の用に供する施設において行われる廃棄物と土石の混じったものの保管であっても、廃棄物の処理の一連の工程に含まれないと判断される場合

例：リサイクルプラント（中間処分業）において製造される再生砕石

1 中間処分業の用に供する施設内の保管

①産業廃棄物中間処分業の許可申請において、処理後の廃棄物として保管場所の明記をしているものは、廃棄物としての保管であり、盛土規制法の規制対象外

②産業廃棄物中間処分業の許可申請において、処理後の廃棄物として保管場所の明記をしていないものは、製品としての保管であり、土石に該当し、盛土規制法の規制対象

2 中間処理施設外における保管

製品としての保管であり、土石に該当し、盛土規制法の規制対象

⑨土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等

⑩平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

3 森林施業に必要な作業路網の整備工事（省令第8条第7号）

省令第8条第7号により許可不要としている森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事とは、具体的には、市町村森林整備計画に位置付けられ、かつ、森林作業道作設指針に即して作設された森林作業道、主伐時における伐採・搬出指針に即し

て作設された集材路、林業専用道作設指針に即して作設された林業専用道（規格相当）及びこれらの指針に示された目的のために作設された必要最小限の土場等の整備に関する工事が該当します。

なお、林道は公共施設用地である道路に含まれるため、法の規制対象外です。

4 国又は地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事（省令第8条第8号）

省令第8条第8号により国又は地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事は、土石の堆積も含め、「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等」として許可不要です。

国又は地方公共団体等とは、国又は地方公共団体の他に、次に掲げる法人のことをいいます。

- ①地方住宅供給公社
- ②土地開発公社
- ③日本下水道事業団
- ④独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ⑤独立行政法人水資源機構
- ⑥独立行政法人都市再生機構

5 一定規模以下の宅地造成、特定盛土等、土石の堆積に関する工事（省令第8条第9号、第10号）

法の規制対象である宅地造成又は特定盛土等（土地の形質の変更）や土石の堆積に該当する工事のうち、以下の工事は、災害の発生のおそれがないものとして、許可が不要になります。

（土地の形質の変更）

- ・高さが2 m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30 cmを超えない盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土に限る）

（土石の堆積）

- ・堆積を行う土地の面積が300 m²以下のもの（政令第4条第1号の土石の堆積に限る）
- ・堆積を行う前後の地盤面の標高の差が30 cmを超えないもの（政令第4条第2号の土石の堆積に限る）

6 工事の施行に付随して行う土石の堆積（省令第8条第10号ハ）

工事に使用する土石や工事で発生した土石を、工事の施行に付随して、当該工事現場又はその付近に堆積するものは、災害の発生のおそれがないものとして、許可が不要になります。

「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。

具体的には、次の①、②のいずれにも該当するものです。

①土石の性質

- ・工事に使用する土石や当該工事から発生した土石
- ・当該土石は、本体工事の主任技術者等が当該工事の管理と併せて一体的に管理するもの

②堆積する場所（図1-4-6）

- ・工事が行われている土地
- ・工事が行われている土地の隣地等
- ・工事施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）

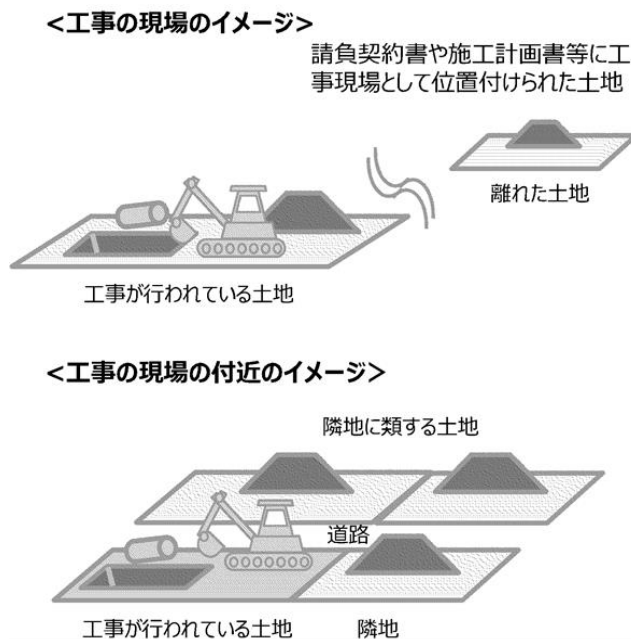


図1-4-6 工事の施行に付随して行う土石の堆積

「当該工事現場又はその付近」については、技術的助言（留意事項）において、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当するものと示しています。

また、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等により、やむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要として取り扱います。

この「やむを得ず」とは、予期しない工事の計画変更や流用先の工事との関係等により土石の堆積を継続する理由が生じたものを想定しています。

なお、許可不要の場合でも、土地所有者、占有者又は管理者に対して土地の保全努力義務が課せられ、危険な場合には改善命令等の対象となりますので、堆積の方法等について留意してください。

第3節 届出を要する工事等 (法第21条、第40条)

(工事等の届出) ※宅造区域

法第21条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 宅地造成等工事規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出) ※特盛区域

法第40条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 特定盛土等規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条

第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(届出を要する工事)

政令第26条 法第21条第3項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

(届出を要する工事)

政令第34条 法第40条第3項の政令で定める工事は、第26条第1項に規定する工事とする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

省令第52条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2m の標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法)

省令第53条 法第21条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

省令第54条 法第21条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(擁壁等に関する工事の届出)

省令第55条 法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

省令第56条 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法)

省令第82条 特定盛土等に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合

においては、第52条第2項の規定を準用する。

2 土石の堆積に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第52条第4項の規定を準用する。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

省令第83条 法第40条第2項の規定による公表は、第53条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

省令第84条 法第40条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(擁壁等に関する工事の届出)

省令第85条 法第40条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

省令第86条 法第40条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

〈解説〉

1 規制区域の指定時点で現に行われている工事の届出

(1) 手続きの概要

規制区域の指定の際、当該区域内において許可対象となる工事に着手している場合は、指定日から21日以内に、都道府県知事に届出をする必要があります。

また、都道府県知事は、届出を受理したときは、速やかに、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などを公表するとともに、関係市町村長に通知します。

(2) 届出の対象規模

届出が必要な工事の規模は、許可対象規模の工事です。

許可対象規模の工事は、第4章第1節のとおりです。

(3) 提出書類等

宅地造成又は特定盛土等に関する工事は別記様式第十五、土石の堆積に関する工事は別記様式第十六により届出をします。

さらに、届出する工事の規模が、次のア又はイに該当する場合は、①～④の書類を添付して届出する必要があります。

- ①位置図（縮尺、方位、道路及び目標となる地物がわかるもの）
- ②地形図（縮尺、方位及び土地の境界線がわかるもの）
- ③土地の平面図（縮尺、方位及び土地の境界線等がわかるもの）
- ④写真（土地及びその付近の状況が明らかなもの）

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の規模（政令第23条）

- ①盛土高2メートル超の崖を生ずるもの
- ②切土高5メートル超の崖を生ずるもの
- ③盛土と切土を同時に行い高さ5メートル超の崖を生ずるもの
（①、②を除く）
- ④盛土高5メートル超となるもの（①、③を除く）
- ⑤盛土又は切土する土地の面積が3,000平方メートル超となるもの（①～④を除く）

イ 土石の堆積に関する工事の規模（政令第25条）

- ①最大時の堆積高5メートル超かつ面積が1,500平方メートル超となるもの
- ②最大時に堆積する面積3,000平方メートル超となるもの
（①を除く）

2 届出が必要な擁壁等の除却工事

以下の①～③のいずれかに該当する工事を施行するときは、その工事に着手する14日前までに、都道府県知事に届出（別記様式第十七）を行う必要があります。

- ①高さが2mを超える擁壁、崖面崩壊防止施設の全部又は一部を除却する工事
- ②地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部を除却する工事
- ③地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事

3 公共施設用地の転用

公共施設用地を宅地又は農地等に転用する場合、その転用した日から14日以内に、都道府県知事に届出（別記様式第十八）を行う必要があります。